

インボイス制度特設サイトについて

適格請求書等保存方式（インボイス制度）は、令和5年10月から導入され、令和3年10月には、適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されます。

インボイス制度について事業者の方に広く知っていただくため、国税庁では周知広報を行っています。

登録申請手続きやお問合せが多いご質問を掲載、オンライン説明会の開催等の情報が掲載されております。

（国税庁ホームページ：インボイス制度特設サイト）

ホーム>税の情報・手続・用紙>税について調べる>税目別情報>

消費税>消費税の軽減税率制度・適格請求書等保存方式（インボイス制度）

>インボイス制度

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>



特集 インボイス制度

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が導入されます。適格請求書（インボイス）を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。



※登録申請書の提出が可能となるのは、令和3年10月1日(金)以降です!!

全国どこからでも参加可能な
オンライン説明会に
ご参加ください!

YouTube
国税庁動画
チャンネル

消費税のしくみを見て
第1回
インボイス制度概要編
消費税! インボイス!

インボイス制度に関するお問合せ先
インボイス制度に関する一般的なご質問や
ご相談については、[消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター](#)で受け付けて
おります。

【フリーダイヤル】
0120-205-553(無料)
【受付時間】
9:00~17:00(土日祝除く)

税務署にて個別相談(具体的に書類や事実
関係を確認する必要があるなど電話での回
答が困難な相談)も受け付けております。

請求書

制度の概要

お問合せが多い
質問等随時更新

Q&A

取扱通達

申請書
e-Tax

申請手続